

令和6年度第2回小牧市都市計画審議会 議事録

1 日時

令和6年10月11日（金） 10時から

2 場所

小牧市役所 東庁舎4階 本会議用控室

3 出席委員

大塚 俊幸	中部大学教授
萩原 聡央	名古屋経済大学教授
稲垣 武磨	尾張中央農業協同組合代表理事専務
田中 敏保	小牧市建築設計事務所協会会長
小島 倫明	小牧市議会議長
大上 利幸	小牧市議会議員
鈴木 裕士	小牧市議会議員
安江 美代子	小牧市議会議員
原田 治彦	小牧警察署長（代理：掛布 佳男 小牧警察署交通課長）
大滝 勇男	小牧市区長会連合副会長

4 欠席委員

天野 正基	愛知県議会議員
山下 智也	愛知県議会議員
社本 光永	小牧商工会議所副会頭
長田 淳	小牧市議会議員
酒井 美代子	小牧市女性の会会長

5 事務局

鵜飼 達市	小牧市都市政策部長
舟橋 朋昭	小牧市都市政策部次長
丹羽 智則	小牧市都市政策部都市計画課長
馬庭 貴彦	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係長
立山 由希子	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係主任
野田 茜音	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係技師
川島 充裕	小牧市都市政策部都市整備課長
服部 達也	小牧市都市政策部都市整備課交通政策係長
丹羽 昌利	小牧市地域活性化営業部農政課長
河路 剣太	小牧市地域活性化営業部農政課農地係主事

6 傍聴者

4名

7 議事

第1 議事録署名者の選任

第2 議案審議

議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について（小牧市決定）

第3 報告事項

（1）小牧市都市計画マスタープランの改定について

（2）小牧市立地適正化計画の改定について

（3）小牧市景観計画の策定及び小牧市景観条例の制定について

（4）小牧市地域公共交通計画の策定について

第4 その他

【事務局（馬庭係長）】

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しいところ、小牧市都市計画審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。

はじめに、委員の交代がありましたのでご紹介させていただきます。

舟橋秀和委員が辞任され、新たに大上利幸委員にご就任いただいております。

なお、その他の委員及び事務局の紹介につきましては、「小牧市都市計画審議会委員名簿及び事務局名簿」をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより、令和6年度第2回小牧市都市計画審議会を開催いたします。

本日の出席委員は10名であります。したがって、小牧市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本会議は成立をいたしております。

次に、会議の開催にあたり、事務局を代表して都市政策部長の鶴飼よりあいさつを申し上げます。

【事務局（鶴飼部長）】

皆様、改めまして、おはようございます。都市政策部長の鶴飼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はご多忙の中、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より委員の皆様方におかれましては、都市計画行政をはじめ市政各般にわたり、ご理解とご協力いただき、深く心から感謝しております。ありがとうございます。

さて、本日でございますが、議題といたしましては、「尾張都市計画生産緑地地区の変更について」となっております。

また、報告事項といたしまして、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、景観計画、また景観条例、そして地域公共交通計画、これらの策定に関しましてご報告申し上げたいと思います。委員の皆様方に置かれましては、これまで通り慎重な審議をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして、大塚会長よりご挨拶をいただきます。

【大塚会長】

皆さん、おはようございます。

まだ若干暑いかもしれませんが、秋がようやく来てくれた感じがして、この気候が長く続いてくれるといいなと思います。

さて今日は今お話がありましたように、審議事項としまして生産緑地地区の変更についてということですので、慎重にご審議いただけたらと思います。

それと報告事項としまして、4点ありまして、いずれも都市計画の主要な計画で、それぞれ改定委員会あるいは審議会等で議論を重ねていただいております、その内容については、8月の第1回の都計審で報告を頂いている内容ですが、そのあと委員会等で議論が進んでいるところを中心にご報告していただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（馬庭係長）】

続きまして配布資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、事前に送付をさせていただいておりますが、議事日程の下段に記載の通り、議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更、報告資料1 都市計画マスタープラン（案）、報告資料2 都市計画マスタープラン概要版（案）、報告資料3 立地適正化計画（案）、報告資料4 立地適正化計画概要版（案）、報告資料5 景観計画（案）、報告資料6 景観計画概要版（案）、報告資料7 景観条例（案）、報告資料8 景観条例の概要、報告資料9 地域公共交通計画（案）、報告資料10 地域公共交通計画概要版（案）、参考資料色彩（マンセル値）資料、審議会委員名簿及び事務局名簿、以上であります。

なお、お送りさせていただいた資料について一部修正がございますので、お手元に資料を配布させていただいております。お手数ですが、差し替えのほどよろしくお願いいたします。

また、データにつきましては、昨日お送りさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

不足している資料等がございましたら、お申し付けいただければと思います。よろしいでしょうか。ご確認ありがとうございます。

それでは議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、会長にお務めいただくことになっておりますので、大塚会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

それではお手元の議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

最初に日程第1、議事録署名者の選任をいたします。

小牧市都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定によりまして、私の方から指名をさせていただきます。

本日の議事録署名者として、萩原聡央委員、稲垣武麿委員のお二人を指名させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【大塚会長】

続きまして、日程第2 議案審議に入ります。

「議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について」提案理由と概要について説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（丹羽課長）】

会長、都市計画課長 丹羽。

それでは、議案第1号 尾張都市計画生産緑地地区の変更について、提案理由とその内容についてご説明させていただきます。

まず、議案のご説明をする前に、生産緑地地区制度について概略を説明いたします。

生産緑地地区制度は、市街化区域内にある農地等のうち、都市環境の保全等に役立つと考えられる農地等を計画的に保全することにより、良好な都市環境の形成を図っていく都市計画の制度であります。

本市におきましては、平成4年から、土地所有者の申し出を受け生産緑地地区の指定を行っております。

生産緑地地区として都市計画決定されますと、農地として営農することを義務付けられるため、宅地造成や建築等の行為は、出来ないこととなります。

ただし、生産緑地に指定されてから30年を経過した場合、主たる農業従事者がお亡くなりになった場合、農業従事できないような故障を有することとなった場合などにおきましては、生産緑地法第10条の規定に基づき、土地の所有者は市に対して生産緑地の買取りを申出ることができ、その申出があった日から所定の期間内に所有権移転が行われなかった場合は、同法第14条の規定に基づき、行為の制限が解除され、農地以外への転用が可能となります。

こうした手続きにより、行為の制限が解除された土地につきましては、結果として生産緑地の機能を維持することが困難となりますので、都市計画の変更を行い、生産緑地地区から除外する必要があります。

また、生産緑地を新たに指定するケースもございます。

本市では、平成31年4月に「小牧市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を施行するとともに、「小牧市生産緑地地区の指定に関する基準」を定め、従前と比べて、生産緑地の指定要件を緩和しております。これにより、土地の所有者から新たに指定の申し出がなされた場合、生産緑地として新規指定する必要があります。

なお、平成30年4月に施行された改正生産緑地法において、新たに「特定生産緑地制度」が創設されました。

特定生産緑地制度は、生産緑地地区の指定後30年を経過するまでに、所有者等の同意を得て、生産緑地地区の買取り申出ができる時期を10年延長するもので、特定生産緑地に指

定されることにより、現在生産緑地地区に適用している税制等の優遇措置が継続されることとなります。

本日の議案につきましては、こうした手続きに伴い、制限解除もしくは新規指定となりましたものなどについて、都市計画生産緑地地区を変更しようとするものであります。

それでは、議案第1号の説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号「尾張都市計画生産緑地地区の変更について」であります。

1として、生産緑地地区の一団数及び面積を変更前、264団地から11団地を減じて253団地に、面積を37.7ヘクタールから1.1ヘクタールを減じて、36.6ヘクタールとしようとするものであります。

2として、変更理由は、その5行目ではありますが、公共施設等の敷地の用に供されたもの、生産緑地法第14条の生産緑地地区における制限の解除が行われたもの及び新たに生産緑地地区の指定要件を満たすものについて、一部区域を変更するものであります。

3として、変更内容であります。

1)、生産緑地法第8条第4項の規定に基づく生産緑地地内行為通知書の届出がされたものにつきましては3筆ございまして、493平方メートルの減少であります。

2)、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出があり、同法第14条の規定に基づき、その申出があった日から起算して3か月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われず行為の制限が解除されたものとしたしましては31筆ございまして、16,298平方メートル、12団地の減少であります。

3)、生産緑地地区の指定要件を満たし、新たに指定するものとしたしましては7筆ございまして、5,618平方メートル、1団地の増加であります。

2ページをお願いします。

4、変更状況では、それぞれの一団につきまして、変更面積や理由等を記載してごさいます。詳細内容の説明は省略させていただきます。

3ページをお願いします。

中段以下に5として、買取り申出日及び解除通知日を記載しております。

5ページ、A3の図面をお願いします。

総括図でございします。

既存の生産緑地地区を緑色で、今回、変更する生産緑地がある地区を丸囲みでお示ししております。

また、6ページから18ページにかけましては、位置及び区域を詳細にお示した計画図となっており、赤色着色が新規指定となる生産緑地地区、黄色着色が除外となる生産緑地地区となります。

19ページをお願いいたします。参考ですが、今回解除となる生産緑地の内、一覧に記載

のものにつきましては、特定生産緑地の解除リストとなります。

最後に、本議案につきましては、都市計画法第 17 条の規定に基づく都市計画変更案の縦覧を、令和 6 年 9 月 5 日から 9 月 19 日にかけて行い、期間中の閲覧者は 1 名で、意見書の提出はありませんでした。

また、本日、議決をいただきました後の手続につきましては、愛知県知事との協議を経たのち、変更の告示を行う予定であります。

以上、簡単ではございますが、議案第 1 号についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【大塚会長】

はい。ただいま事務局から説明がありました。

これから質疑に入ります。委員の皆様から質問がありましたら、よろしくお願いします。

【田中委員】

すいません。1 ついいですか。

解除の場合に、故障による制限解除とありますが、これは死亡された場合ですか。

【事務局（丹羽課長）】

一覧表を見ていただくと、死亡による制限解除と故障による制限解除がございます。

故障による制限解除につきましては、病気やけがなどで農業従事ができない場合で、死亡につきましては、農業従事者自身が死亡してしまった場合になりますのでよろしくお願いします。

【大塚会長】

ありがとうございます。

道路の整備に伴うものが（1）で、今のような形で買い取りの申出があったものが（2）で、さらに新たに生産緑地に指定したいというのが（3）で、トータルとしてこれだけの増減がありましたということであります。

特に意見がないということであれば、採決に入りたいと思います。

議案第 1 号都市計画生産緑地地区の変更については原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。

【全員】

異議なし

【大塚会長】

では異議なしと認めます。

よって議案第1号都市計画生産緑地地区の変更については原案のとおり可決されました。
続いて日程第3の報告事項に移ります。

まず、報告事項(1)小牧市都市計画マスタープランの策定について、事務局より説明を求めます。

【事務局(丹羽課長)】

都市計画マスタープランの改定について、説明いたします。

現在改定作業を進めております都市計画マスタープランにつきまして、パブリックコメント(案)について報告させていただきます。

なお、これまでの都市計画審議会ですべての内容についてご説明しておりますので、前回の会議からの変更内容について説明させていただきます。

報告資料1の63ページ、PDFデータでは69ページをお願いします。中間評価及び計画の進捗管理に関する方針の修正であります。

今回の改定にあたり、中間評価として計画に記載された事業の進捗状況を整理し記載しておりましたが、指標の実績値、達成状況等をふまえ、新たな課題を整理しております。

都市づくりの目標ごとに施策の進捗状況、指標の実績値、達成状況を記載しています。

なお、この指標は「まちづくり推進計画 第1次基本計画」の指標を用いているため、実績値も第1次基本計画の実績値を引用しております。

64ページの下側に指標の達成状況等をふまえた評価を記載しており、その右側に整理された課題を記載しております。

主な内容としては、公共交通の利便性の向上や空き家の利活用促進としています。

また152ページ、153ページ、PDFデータで158、159ページをお願いします。

計画書第7章「計画の実現に向けて」では、計画の進捗管理に関する方針を位置付けており、前回までは基準値として「まちづくり推進計画 第1次基本計画」の指標と基準値、中間値として「まちづくり推進計画 第2次基本計画」の指標と基準値を置いていましたが、先ほどの中間評価で実績値を追加することとしましたので、7章では残りの計画期間の新たな指標と基準値として、まちづくり推進計画 第2次基本計画から関連のある指標を置くこととしております。

続きまして、報告資料2、都市計画マスタープラン概要版(案)をお願いいたします。

こちらは計画書の概要になりますが、概要版もあわせてパブリックコメントを実施する予定としております。

現行の都市計画マスタープランの概要版から、今回の改定で新たに追加された項目や修正された箇所について赤字表記をしています。

具体的な項目としましては、2 ページ、PDF データでは 3 ページの土地利用方針図に、物流を除いた産業候補地区を追加したこと、また、3 ページ、PDF データでは 4 ページの地域別構想の東部地域の部分に、今回の改定内容の概要を追記しています。

以上で都市計画マスタープランの改定についての説明を終わります。

先ほど概要版と合わせてという形でパブリックコメントをとわせてもらいましたが、参考として添付するという意味で申し上げましたので補足いたします。

よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

パブリックコメントの対象は本編ですけれども、それを理解するために参考として、概要版も一緒に提示されたということですね。わかりました。

事務局からの説明が終わりましたのでご質問をお受けしたいと思いますが、冒頭に申し上げたように、都市計画マスタープランと次の立地適正化計画、これらを合わせて改定を行うこととして委員会が設置されており、検討してきてもらっています。先日この委員会も開催されたばかりで、私も委員の一人として出席をさせていただいておりました。

本審議会では報告事項とありますけれども、委員の皆様からも質問等をお受けしたいと思いますので、何かありましたらお願いしたいと思います。

【大滝委員】

93 ページ、小牧山の景観に関する基本方針についてです。前回も意見を出しましたが、小牧山は昔、小牧で唯一の少ない観光地でした。私は昭和 42 年、41 年から小牧にいますが、昔小牧山は後ろの足元まで丸裸の状態でしたが、最近、思ってみれば 67 年くらいですかね、木がものすごく成長して。

これを災害防止のために樹木を伐採する、頭を八割りくらいにして、対角線に4年ごとに回る方法で、しかも大きな機械は入れないので、伐採するという意見を出したんですけど、赤い字がそれに対する方針という意味合いでいいのでしょうか。景観を保たせるというか、お城も見えるように。せっかくお城に登ったなら、まちも見える、全面的に見えるのはあれですけど、この順番に回ればどこの地域も見えるようにする。せっかく木が育ったのであれば伐採はよくないですが、でも土砂崩れを防ぐ、また景観をよくして、下から見る景観もですけど、上から見る景観もあったほうがいいのかという質問というか意見ですけど。

【大塚会長】

はい、前回の審議会でもそういったご発言を頂いて、それに対してどう反映されているのかということによろしいですか。

【大滝委員】

はい。

【大塚会長】

どうでしょうか。事務局、お願いします。

【事務局（丹羽課長）】

93 ページの小牧山の景観に関する基本方針ということですが、市街地から見える小牧山、小牧山から見える市街地の眺め、2つの視点からそれぞれ良好な景観の保全、活用を目指すということにしております。

【大塚会長】

なかなか具体的なところ、細かい方法は書くことができなくて、こういう表現をされているかと思います。

他に何かありますか。

【大上委員】

過去の議事録とかを見させていただいて、質問が出ていなかったのでお聞きしたいのですが、都市計画マスタープランの概要版の3枚目に土地利用方針図というものがありまして、その図の右側、東部の中でも大草地区のところですね。上の方には、産業候補地区ということと、その左に集落があって、その下に田園地区とありますが、概要版の下段の左側に、田園地区においては市街化調整区域に広がる農地を基本に田園地区に位置付け、その保全を図ります、というように田園地区の保存を図ると明記されているのですが、実際には田園地区に物流倉庫等が開業されておりまして、この保全を図るというのはどういうことを言われているのか教えていただきたいと思います。

【大塚会長】

はい。土地利用方針図の2ページ目ですね。

今のは左下の調整区域の田園地区の一文ということですね。

【大上委員】

そうですね。

保全を図るというように書いてありますが、実際に田園地区に物流が新規で開業されたり、また、開発計画等で田園地区で田んぼが開発されたりしているので、保全とはどういう保全をされるのかお聞きしたいと思います。

【大塚会長】

事務局、いかがでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

市街化調整区域は基本的に市街化を抑制する区域となっておりまして、田園地区に定められた基本的な方針につきましては農地の保全を図っていくこととしております。

しかしながら、既存の制度の中で認められたものについては、開発が可能となります。

【大上委員】

今後は開発を許可しないというわけではないということでしょうか、条件を満たしていたら。

【事務局（丹羽課長）】

方針の基本的な考え方としましては本編の 77 ページになりますが、「農地を基本に田園地区に位置付け保全を図ります。」という形になっておりますので、農地の保全を原則とし、開発については、市街化区域での工業地の活用を基本としつつ、開発基準等の既存の制度で認められたものは可能となります。

【大塚会長】

基本的に優良な農地は残して田園地区は保全を図っていきますが、既存の制度の中で認められているものは、良好な環境を守るということを前提で認めていくという形ですね。

今後そういうのを一斉に抑えていくような規制をかけていくことは考えていないということです。

【大上委員】

わかりました。

【安江委員】

概要版の 2 ページの産業候補地区、この赤字で新たに入ったところですけども、赤の点線であるところは物流倉庫がたくさん建っておりまして、前回も申し上げましたけれど、やっぱり道路事情とか、近隣の方たちが非常に影響が出ているところでして、これからも産業候補ゾーンということで開発をされると思うのですが、地域住民の周知などはどうなっているのですか。

実際にそういった産業が手を挙げてくるという時には、説明会みたいなものはされるんでしょうか。というのはですね、アマダの跡地に地上 30m の倉庫ができつつあるんですけど、その時にちょうど新型コロナウイルスの流行と重なって説明会が行われなかったんですね。それでなんて言うんでしょうか、ぎくしゃくしているということをよく耳にします。今後産業候補地区で、これから物流ではない産業が来ると思うんですけど、その時は丁寧な説明をお願いしたいと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

【事務局（鵜飼部長）】

開発の際の御地元に対する周知措置に関するお尋ねでございますが、所管が建設部建築

課となっております、今我々の立場ではお答えすることができませんので、明確なお答えができない状態でありますので、ご理解いただきたいです。以上です。

【大塚会長】

よろしいでしょうか

【安江委員】

そうしましたら担当課にお伝えください。説明の方を丁寧にやっていただくようによりしくお願いします。

【大塚会長】

他によろしいでしょうか。

ないようでしたら、小牧市立地適正化計画の改定について事務局より説明をお願いします。

【事務局（丹羽課長）】

立地適正化計画の改定について、説明いたします。

こちら都市計画マスタープラン同様、パブリックコメント（案）についてご報告させていただきます。

また、本計画につきましてもこれまでの都市計画審議会ですら随時内容についてご説明しておりますので、前回の会議からの変更内容について説明させていただきます。

報告資料3、計画書の278～280ページ、PDFデータでは284～286ページをお願いします。

計画書第8章に計画の評価について記載しています。

現計画の指標である居住誘導区域内における人口密度に加え、新たに3つの指標を追加することとしており、目標値の設定等を行っています。

なお、公共交通に関する指標につきましては、現在策定を進めております地域公共交通計画と整合を図り目標値等を設定しています。

続きまして、報告資料4、立地適正化計画概要版（案）をお願いします。

今回改定で新たに追加された項目や修正された箇所について赤字表記をしています。

主な内容につきましては、6ページ、PDFデータでは7ページ（3）誘導施設の下側、都市機能誘導施設に子育て支援機能を位置付けたことや、同じく6ページ一番下から次ページにかけて防災指針について追記、また、最後に計画の評価について記載しています。

以上で立地適正化計画の改定について説明を終わります。よろしくお願いします。

【大塚会長】

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明が終わりましたので、委員の皆様からのご質問をお受けしますが、い

かがでしょうか。

【萩原委員】

立地適正化計画の 278 ページのところをご説明いただいたと思うんですけども、この目標値の設定というところで、都市計画に関して目標値の設定というのは定量的にはとても必要であり、それを客観的に評価する指標としてはとても大事であって、その指標・目標値をクリアする、あるいはその目標値よりもさらに上の数値を目指すという方向性は全く否定はしませんし、正しいと思いますが、例えば公共交通機関の利用者で考えた場合、その目標値にとらわれてほしくないということは前回もこの審議会で私お伝えしたと思いますが、今回もまた同じことを申し上げておきたい、この点は前回同様の発言です。

もう 1 点は、例えばこの指標そのものが妥当かどうかというところを、向こう 10 年とか 20 年、この PDCA サイクルに載せるときに、この指標自体の妥当性というところもチェックしていけるのか、或いはしていくのかなという疑問を持ってしまして、今回で言いますと、自転車や徒歩など公共交通を重視した車に過度に頼らなくても安全安心に暮らせる生活圏づくりのところで、都市計画の公共交通機関の利用というところはしっかり述べられているんですね。

しかし、徒歩、自転車の利用者っていうところは、おそらく道路の整備っていうところで終わってしまって、どれくらいの市民の方が徒歩で利用しているとか、自転車で利用しているってところが見えてこないんですね。

ですので、発言に対する自らの答えを持っていなくて申し訳ないんですけど、そうした指標というのを、もし客観的に把握するならば、市民にどういうアンケートの方法をとるのかはわかりませんが、目指す内容が、例えば自転車や徒歩っていうものを重視するならば、そういう指標づくりっていうものも必要なかなと思っていますので、指標そのものの妥当性っていうところをどこかで議論していかなきゃいけないのかなという意見があります。

だから PDCA サイクルをして、この計画の部分についても、小牧市が取り組んでいる内容を評価して、それをアクションに繋げるのであれば、そのような指標もまたどこかでいずれ検討する必要があると思っています。

これは意見です。

【大塚会長】

これは大変重要なことだと思っています。どうしても計画を作りっぱなしにしてしまって、その後がちゃんとフォローができていないこともあります。それをチェックして、出来ていないのであれば、どこをどう改善して見直しをしていくか。数値も数値で見える化をするというのが世の中の大きな流れとしてありますが、その数値の設定自体が果たしてどこまで妥当なのかということ、それが絶対だと思うのではなくて見直しの段階で、その妥当性もちゃんと見直しチェックしながらやっていってくださいということです。今後見直しの時にはそういう数値自体、指標の設定自体が妥当なのであったかということ

含めてチェックしていただければと思います。

よろしくお願いします。

他いかがでしょうか。

他にないようでしたら、次の（３）小牧市景観計画の策定及び小牧市景観条例の制定について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（丹羽課長）】

それでは、小牧市景観計画の策定及び小牧市景観条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

まず、景観計画の策定についてご説明させていただきます。

景観計画のパブリックコメント（案）についてご報告させていただきます。

こちらの計画につきましても、前回の審議会からの変更内容について説明させていただきます。

報告資料５、景観計画（案）の３２ページ、PDFデータでは３５ページをお願いします。

河川の表記の修正であります。河川についての表記を分かりやすくするため、１級河川、用水の表記など、河川の表記を図内で色分けにより、修正しております。

４６ページから５０ページ、PDFデータでは４９から５３ページをお願いします。

歴史・文化的資源分布図の追加であります。

小牧市内を細分化し、４つの地域に分け、地域ごとの「歴史・文化的資源分布図」を追加しております。

５５ページ、PDFデータでは５８ページをお願いします。

やすらぎみちの景観形成基準であります。

景観形成基準の内容について、建築物と工作物において新たに色彩の基準を設けております。ここで、色彩の基準について、少し説明させていただきます。１１の参考資料「色彩」をお願いいたします。色の色味や鮮やかさ、明るさを示す数値としてマンセル値があり、色相、明度、彩度という３つの要素の組み合わせによって１つの色彩を表現しています。色相とは、赤や緑といった「色合い」を表します。明度とは「色の明るさ」を表し、彩度とは「色の鮮やかさ」の度合いを表します。色合い、明るさ、鮮やかさの３つの要素の内、今回の基準で「彩度」に制限を設けています。

景観重点地区における色彩基準として、赤色及び橙の色相は彩度を６以下、黄色の色相は彩度を４以下、その他の色相は彩度を２以下としています。また、アクセントカラーの使用に際しては、１つの壁面全体に対する見付面積の２０％以内としています。

第９章 ６３ページ、PDFデータ ６６ページをお願いします。図：主体と役割分担を修正しております。

７２ページ、PDFデータ ７５ページをお願いします。

本市の取り組み内容③に「小牧市無電柱化推進計画」を追加しております。また、やすらぎみちでは、景観に配慮し、電柱の地中化の取り組みをしており、すでに実施した取り組

みとして記載しております。

続きまして、報告資料6、小牧市景観計画概要版（案）をお願いいたします。

主な内容としまして、4ページ、PDFデータでは5ページに行為の制限に関する事項として、各地区の届出の対象行為及び、やすらぎみちの景観重点地区内行為の景観形成基準をまとめています。また、次のページには、今回の計画で新たに追加された、「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針」、「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」として、本市独自の屋外広告物条例の制定の推進を位置付けており、「景観重要公共施設の整備に関する事項」についても指定基準を示しています。

続きまして、小牧市景観条例（案）の制定についてご説明いたします。報告資料7、小牧市景観条例（案）をお願いいたします。

こちらにも景観計画同様、パブリックコメント（案）についてご報告させていただきます。

景観法に基づき定める条例として、小牧市景観条例を新たに制定します。

主な内容につきましては、第11条から第17条には、一定規模以上または景観重点地区内での建築物の新築等の行為の届出に関して定め、第18条から第21条には、今回の計画で新たに追加された、景観上重要な建造物、景観重要樹木などの規定を定めており、良好な景観の形成に関し、必要な事項を定めています。

続きまして、報告資料8、小牧市景観条例の概要をお願いします。

条例の制定理由やこれまでの経緯、今後の予定を資料左側にまとめ、右側には先ほどご説明しました、条例の内容について記載しております。

以上、簡単ではございますが、小牧市景観計画の策定及び小牧市景観条例の制定についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【大塚会長】

はい。ありがとうございました。

景観について、景観計画の策定と条例の制定という2つのことについてご説明をいただきました。

委員の皆様から何かご質問がありましたらお願いします。

景観については景観の要素として重要なこと、色彩のことについても新たに追加することになったというそういうことだったと思います。

いかがでしょうか。

特にご質問等ございませんようでしたら、続きまして、報告事項4小牧市地域交通計画について移りたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

【事務局（川島課長）】

都市整備課からは、現在策定を進めています小牧市地域公共交通計画について、ご説明させていただきます。

報告資料9「小牧市地域公共交通計画（案）」をご覧ください。

本計画の策定に関しましては、前回の当審議会におきまして、計画素案の概要版を用いてご説明させていただきましたが、前回の報告後から「小牧市地域公共交通会議」において協議した内容を、本日、当審議会にご報告させていただくものであります。

小牧市地域公共交通計画（案）の構成としましては、1章は、「計画策定の趣旨及び位置付け」を、2章は、「小牧市の地域特性」を、4章は、本市を運行している鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシーなどの「地域公共交通の現状」を、6章は、「小牧市における地域公共交通の課題整理」を記載しております。

また、7章は、「小牧市の地域公共交通が目指す姿（基本的な方針）」と目指す姿を実現するために設定した6つの「計画の目標」を記載しております。

8章は、「計画の目標を達成するために行う事業」を目標ごとに記載しております。

9章は、「計画の達成状況の評価方法」を記載しております。

続いて、報告資料10をご覧ください。

報告資料9としてとりまとめた計画書（案）のうち、1章、7章、8章、9章を抽出し、パブリックコメント用に概要版として整理したものになります。この概要版につきましては、パブリックコメントの参考資料として取り扱う予定としております。

最後に、計画策定に係る今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

本計画については、本年11月上旬から1ヶ月間、計画案についてのパブリックコメントの実施を予定しており、令和7年2月頃に策定したいと考えております。

また、前回の当審議会にてご報告させていただきましたが、本計画の策定と併せて、現在、令和8年4月の再編運行を目標に、こまき巡回バス「こまくる」の再編検討に取り組んでいます。「こまくる」再編内容についても、本計画案と同時期にパブリックコメントの実施を予定しております。

以上で報告事項（4）「小牧市地域公共交通計画策定について」の説明とさせていただきます。

【大塚会長】

はい。ありがとうございます。

こちらの計画につきましては、地域公共交通会議にて議論を重ねてきているということですが、何かご質問等がございましたら、お受けしたいと思います。

【大上委員】

小牧市地域公共交通計画の54ページに計画目標を達成するために行う事業ということで、目標の1-②で「こまくる」の再編として、接続可能なサービス提供及び利便性を確保するため、概ね5年サイクルで運行体制ルート等の見直しを実施、その下には、運転手不足であったり、利便性の向上というように書いてありまして、59ページの事業実施予定

期間をみますと、「こまくる」の再編は令和7年に準備して、8年に実施するということが書いてありますが、現状でも運転士さんが不足しておりますので、少し前倒し等を検討した方がいいのではないかと思いますが、どのようにお考えですか。

【大塚会長】

「こまくる」の再編の事業予定期間の前倒しということですが、いかがでしょうか。

【事務局（川島課長）】

現在の「こまくる」の再編スケジュールであります。今年度に概ねの再編ルートダイヤ等を固めまして、来年度、令和7年度に改めてプロポーザルを行い運行事業者を選定する予定でございます。

運行事業者決定後、車両の調達や、バス停の新たな設置、時刻表の印刷などを一年かけて実施したいと考えておりますので、現在は令和8年4月に再編運行を予定しております。

【大上委員】

ありがとうございます。

【大塚会長】

前倒しになるということはもう令和7年度からやらないといけないため、今年度から準備しておかないといけないということで、現実的にはこのスケジュールということです。

他にないようでしたら、これで報告事項4点終わりましたので、次に日程第4のその他に移りたいと思いますが、その他について事務局から何かございますでしょうか。

【事務局（丹羽課長）】

その他といたしまして、事務局から4点ございます。

1点目としまして、本審議会の会議録でございますが、会議終了後に事務局で作成し、委員の皆様にご確認いただきたいと考えております。

その後、大塚会長及び本日の議事録署名者でありますお二人の委員にご署名をいただき、市のホームページにて公開させていただきます。

次に、2点目としまして、本日報告させていただいた各計画改定の今後のスケジュールについてです。

11月初旬ごろから1か月間、各計画のパブリックコメントを実施いたします。その後、来年1月に第3回目の審議会の開催を予定しており、パブリックコメントの実施結果と最終計画案をお示しし、令和7年2月に計画の公表を予定しております。

3点目としまして、交通安全についてのお願いであります。

交通安全には日頃から十分気を付けて頂いているとは思いますが、横断歩道は歩行者優

先であります。車を運転される際には、歩行者等の早期発見に努めていただきますようお願いいたします。

最後になりますが、令和6年10月31日をもって現委員である皆様の任期が満了となります。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、これまで貴重なご意見をいただくとともに、進行等にご協力いただき厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

今年度第3回審議会につきましては、年明けを予定しておりますが、日程が決まり次第、新しい委員様あてにご案内させていただきますのでよろしくお願いします。

事務局からは、以上となります。

【大塚会長】

はい。ありがとうございます。

その他について事務局から説明がありましたけれども、何か委員の皆様からご質問等ございますか。

【大滝委員】

交通安全のためにということで、小牧市も関わると思うんですけど、道路上に白い線、赤い線を引きますよね。

雪の関係のない地域ではあの線に関して何も感じないんですけど、あの線は非常にスリップを誘導しています。

縦線を長くするのではなく、途中途中で線を切るだとか、可能な限り横線状態で表示するとか、小牧の方はあまり分からないと思うんですけど、私は雪の方で育ちましたので、交通安全という観点で提案したいと思います。

【大塚会長】

気を付けて帰ろうと思っても、道路が滑りやすくなっていたら危ないと思いますので、そういう道路環境の改善等についても、市の方で把握されて改善できるところは改善していただくの、市ではないところがやる場合もありますけど、そういうご意見があったということだけご記憶していただきたいと思います。

それでは、以上を持ちまして本日の日程はすべて終了といたします。

これをもちまして、令和6年度第2回小牧市都市計画審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。